

川場村競争入札心得

1 目的

川場村発注の建設工事等に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施工令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、川場村財務規則（昭和54年規則第2号）、川場村建設工事執行規則（平成9年規則第4号）に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

2 入札等

- (1) 入札参加者は、設計書、図面及び仕様書並びにその他書面を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において設計書、図面、仕様書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- (2) 入札書は、工事ごとに封筒に入れ、工事名及び工事場所並びに住所・氏名を記載し、公告又は指名通知書に示した日時に提出しなければならない。
- (3) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (4) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を兼ねることはできない。
- (5) 入札参加者は、令第167条第4項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

3 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合においては、所定の入札辞退届を提出すること。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (3) 入札の辞退届等により入札者が一業者となったときは、入札の執行を中止する。ただし、一般競争入札の場合を除く。

4 公正な入札の確保

入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

5 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

6 無効の入札

次の各号に掲げる入札は無効とする。ただし、ウについては、入札保証金を免除した場合は、この限りでない。

ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 入札保証金が入札額の100分の5以上に達しない者の入札

エ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札

オ 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭又は入札に必要な事項の記載もれである入札

カ 入札に際し不正行為のあった者のした入札キ同一事項の入札について2人以上の代理をした者の入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けない場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

8 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。

9 同価格の入札者が2人以上有る場合の落札者の決定

- (1) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- (2) 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

10 契約保証金

次の事項に応じた、契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、川場村財務規則の定めによる有価証券の提供、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に替えることができる。また、公共工事履行保証証券に係る保証に付し、又は、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (2) 金銭的保証では履行保証として十分でないため、役務的機能を求める契約の場合は、公共工事履行保証証券に係る保証（かし担保特約を付した者に限る。）で、契約保証金は、契約金額の100分の30以上とする。

11 入札記載金額

落札決定に当たっては、入札者に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（消費税相当額）を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、同税の納税義務がある事業者であるか否かを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

12 課税及び免税事業届出書

落札者は、遅滞なく所定の課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。ただし、提出を要しない旨の指示があったときは、この限りではない。

13 その他

業務委託については、この心得を準用するものである。